

香川県営業時間短縮協力金（第9次）に関するよくある質問

問1 第9次の協力金の対象となる地域について教えてください。

【回答】第9次の営業時間短縮等の要請では、香川県内の8市6町、高松市、丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、三豊市、土庄町、小豆島町、三木町、宇多津町、琴平町、多度津町に、後日、綾川町、まんのう町の2町が追加となり、さらに、直島町の追加により、県内全域8市9町を対象としています。

- ・飲食店を営む店舗の所在地が香川県内である場合は、要請の対象であったため、第9次の協力金の支払い対象となります。
- ・法人の本社所在地や個人事業主の住所が香川県内であっても、店舗の所在地が香川県内でない場合は、香川県の要請の対象でなかったため、第9次の協力金の支払い対象となりません。

問2 第9次の協力金の対象となる営業時間短縮等の要請内容、期間を教えてください。

【回答】店舗が所在する地域に応じて、次のとおり、営業時間短縮等の要請期間を通して、営業時間短縮等にご協力いただくことが協力金のお支払いの条件になります。ただし、それぞれ準備期間（開始日から3日間）を設けています。

- 高松市、丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、三豊市、土庄町、小豆島町、三木町、宇多津町、琴平町、多度津町内の店舗
 - ▶ 令和4年1月21日（金）午前0時から2月13日（日）午後12時まで
- 綾川町、まんのう町内の店舗
 - ▶ 令和4年1月25日（火）午前0時から2月13日（日）午後12時まで
- 直島町内の店舗
 - ▶ 令和4年2月2日（水）午前0時から2月13日（日）午後12時まで

① 「かがわ安心飲食店認証制度」の認証店

次の④又は⑤のいずれかを選択

- ④ 営業時間を午前5時から午後9時までの時間帯内とし、酒類の提供（利用者による酒類の店内持込みを含む。）は午後8時までとすること
通常の営業時間が午前5時から午後9時までの時間帯内の場合は、協力金の支払い対象となりません。
- ⑤ 営業時間を午前5時から午後8時までの時間帯内とし、酒類の提供（利用者による酒類の店内持込みを含む。）は行わないこと
通常の営業時間が午前5時から午後8時までの時間帯内の場合は、協力金の支払い対象となりません。

② 非認証店

営業時間を午前5時から午後8時までの時間帯内とし、酒類の提供（利用者による酒類の店内持込みを含む。）は行わないこと

通常の営業時間が午前5時から午後8時までの時間帯内の場合は、協力金の支払い対象となりません。

共通事項（①認証店 ②非認証店）

- ・1日でも、営業時間短縮等にご協力いただけなかった日があれば、協力金の支払い要件を満たしません。

ただし、準備期間を考慮し、遅くとも1月24日（月）午前0時から（綾川町、まんのう町内の店舗については、「1月28日（金）午前0時から」、直島町内の店舗については、「2月5日（土）午前0時から」）営業時間短縮等にご協力いただいた場合は、協力金お支払いの対象となります。（協力金支払いの対象となるのは、営業時間短縮等の要請に応じていただいた日以降です。）

- ・県内全域において、同一グループの同一テーブルでの5人以上の会食を避けること（認証店のうちワクチン・検査パッケージ制度登録店舗において、対象者全員検査（※）を行った場合を除く。）

※ 登録店舗において、同一グループの同一テーブルでの5人以上の会食を行う者に対して、陰性の検査結果を確認することで、行動制限を緩和するもの（ワクチン・検査パッケージ制度による行動制限の緩和については、第9次営業時間短縮要請期間において、本県の適用はありません。）

- ・適切な感染防止対策

業種ごとの感染拡大予防ガイドライン（業種別ガイドライン）等を遵守していること

問3 第9次の協力金について、早期支払いを受けましたが、本申請ではどのような手続きが必要になるのか教えてください。

【回答】 早期の支払いを受けた方も本申請を行っていただく必要があります。売上高方式により算定した協力金の金額から協力金の早期支払い分（1店舗ごとに定額30万円）を差し引いた差額をお支払いします。

なお、事業者全体の支払い額が早期支払い分の協力金額（1店舗あたり30万円）を下回ったことが判明した場合や、協力金の支払い対象に合致しなくなった場合は、早期支払い分を返還していただきます。

問4 通常の営業時間が午後8時までの飲食店です。通常は酒類を提供していますが、酒類の提供をやめていたので、第9次の協力金の支払い対象となりますか。

【回答】 通常の営業時間が午前5時から午後8時までの時間帯内の場合は、協力金の支払い対象となりません。

問5 飲食店でカラオケ設備を提供していますが、カラオケ設備の利用を自粛していなければ、第9次の協力金の支払い対象となりませんか。

【回答】第9次の営業時間短縮等の要請では、飲食店における「カラオケ設備の利用自粛」は要請しておりませんが、協力金の支払い要件として、感染拡大予防ガイドラインに基づいた感染防止対策に取り組んでいただく必要があります。

問6 これまでの営業時間短縮の要請等については、協力できませんでしたが、第9次の営業時間短縮等の要請には協力したので、協力金の支払い対象になりますか。

【回答】第1次から第8次までの営業時間短縮の要請等に応じていただけなかった場合でも、1月21日（金）から2月13日（日）まで（綾川町、まんのう町内の店舗については、「1月25日（火）から2月13日（日）まで」、直島町内の店舗については、「2月2日（水）から2月13日（日）まで」）の間、第9次の営業時間短縮等の要請に応じていただいた場合には、第9次の協力金の支払い対象にはなりません。

なお、さかのぼって、第1次から第8次の協力金の支払い対象にはなりません。

問7 第9次の協力金の支払い対象となる店舗や要件は、これまでの協力金と同じと考えてよいでしょうか。

【回答】第9次の協力金の支払い対象となる店舗は、次の（1）から（5）までに示すとおりであり、これまでの協力金から大きな変更はありませんが、営業時間短縮等の内容に応じたものになっています。

「かがわ安心飲食店認証制度」の認証店と、非認証店で要請内容が異なり、認証店は、「営業時間を午前5時から午後9時までの時間帯内とし、酒類の提供（利用者による酒類の店内持込みを含む。）は午後8時までとする営業時間短縮等の内容」を選択することも可能としていました。この場合、1日当たりの協力金の額が「営業時間を午前5時から午後8時までの時間帯内（酒類提供なし）とする営業時間短縮等の内容」を選択した場合よりも少なくなります。

なお、通常の営業時間が午後9時までの認証店は、非認証店と同様に、「営業時間を午前5時から午後8時までの時間帯内（酒類提供なし）とする営業時間短縮等の内容」にご協力いただけていなければ、協力金の支払い対象となりません。

（1）対象店舗

香川県内において、食品衛生法に基づく営業許可を得て、飲食店又は喫茶店営業を行う店舗

ただし、次の（ア）～（オ）のいずれかに該当する店舗は支払い対象となりません。

（ア）既にこの協力金（第9次）の支払いを受けた店舗（この協力金（第9次）の支払いは1店舗につき1回に限ります。同一店舗で複数の飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を受けている場合であっても、複数回の申請はできません。ただし、早期支払い分と本申請分は、あわせて1回とします。）

- (イ) 社会福祉施設、社員食堂等において、特定の者に対してのみ飲食を提供している
店舗
- (ウ) コンビニエンスストア、スーパーマーケット等の小売りが営業主体と認められる
店舗
- (エ) 店舗内に客席を有さず、購入した飲食物を持ち帰らせる形態の営業を行うテイク
アウト専門店、キッチンカー
- (オ) 性風俗関連特殊営業店（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律
第2条第5項に規定する店舗）

(2) 要請内容への対応

営業時間を午前5時から午後8時までの時間帯内とし、酒類の提供（利用者の酒類の店内持ち込みを含む。）を行わなかったことが必要です。（休業した場合も、要請に応じて営業時間を短縮したことに含まれます。）

ただし、「かがわ安心飲食店認証制度」の認証店は、「営業時間を午前5時から午後9時までの時間帯内とし、酒類の提供（利用者による酒類の店内持ち込みを含む。）を午後8時までとする営業時間短縮等の内容」を選択することも可能としていました。

①「かがわ安心飲食店認証制度」の認証店

次の④又は⑤のいずれかを選択

- ④ 営業時間を午前5時から午後9時までの時間帯内とし、酒類の提供（利用者による酒類の店内持ち込みを含む。）は午後8時までとすること
通常の営業時間が午前5時から午後9時までの場合は、協力金の支払い対象となりません。
- ⑤ 営業時間を午前5時から午後8時までの時間帯内とし、酒類の提供（利用者による酒類の店内持ち込みを含む。）は行わないこと
通常の営業時間が午前5時から午後8時までの場合は、協力金の支払い対象となりません。

②非認証店

営業時間を午前5時から午後8時までの時間帯内とし、酒類の提供（利用者による酒類の店内持ち込みを含む。）は行わないこと
通常の営業時間が午前5時から午後8時までの場合は、協力金の支払い対象となりません。

○その他

県内全域において、同一グループの同一テーブルでの5人以上の会食を避けること（認証店のうちワクチン・検査パッケージ制度登録店舗において、対象者全員検査（※）を行った場合を除く。）

※ 登録店舗において、同一グループの同一テーブルでの5人以上の会食を行う者に対して、陰性の検査結果を確認することで、行動制限を緩和するもの（ワクチン・検査パッケージ制度による行動制限の緩和については、第9次営業時間短縮要請期間において、本県の適用はありません。）

(3) 要請対応期間

令和4年1月21日(金)午前0時から2月13日(日)午後12時までの期間(24日間)
(綾川町、まんのう町内の店舗については、「令和4年1月25日(火)午前0時から2月13日(日)午後12時までの期間(20日間)」、直島町内の店舗については、「令和4年2月2日(水)午前0時から2月13日(日)午後12時までの期間(12日間)」)のすべての日において(2)の要請内容に応じていただいたこと

ただし、準備期間を考慮し、遅くとも1月24日(月)(綾川町、まんのう町内の店舗については、「1月28日(金)」、直島町内の店舗については、「2月5日(土)」)午前0時から営業時間短縮等にご協力いただいた場合は、協力金お支払いの対象となります。(協力金支払いの対象となるのは、営業時間短縮等の要請に応じていただいた日以降です。)

(4) 要請前の営業実績

申請する店舗すべてで営業時間短縮等の要請期間の開始日(1月21日(金)(※))より前に1日以上営業期間があること

※ 綾川町、まんのう町内の店舗については、「1月25日(火)」、直島町内の店舗については、「2月2日(水)」と読み替えます。

(5) 適切な感染防止対策

業種ごとの感染拡大予防ガイドライン(業種別ガイドライン)等を遵守していること

問8 第9次の協力金の申請(本申請)に必要な書類は、どのようなものですか。

【回答】詳細は、「営業時間短縮協力金(第9次)本申請申請受付要項」にてご確認いただくこととなりますが、提出いただく書類は次のとおりです。

なお、第1次～第8次の協力金申請の際に提出済みの書類と同じものである場合は、②、③、④、⑤の書類の提出を省略することができます。

これら書類の提出を省略する場合には、香川県営業時間短縮協力金(第9次)本申請申請書(第1号様式)及びチェックリストの該当欄の□に✓を付けてください。

< 共通書類 >

- ①香川県営業時間短縮協力金(第9次)本申請 申請書(別紙を含む)
- ②(個人事業主の場合のみ)本人確認書類の写し
- ③協力金の振込口座の通帳等の写し
- ④食品衛生法に基づく「飲食店営業」又は「喫茶店営業」の営業許可証の写し
- ⑤税務署等に提出した直近の確定申告書の写し(開業後間がなく確定申告を行っていない場合は、「法人設立届出書」又は「開業届」の写し)
- ⑥申請店舗の外観・内観の写真(営業している事実、店休日、営業時間・酒類提供(利用者による酒類の店内持込みを含む。))の状況、感染防止対策等の事実が確認できるもの)
- ⑦誓約書
- ⑧(該当者のみ)飲食店等営業許可証に係る申立書

< 売上高方式を選択した場合であって、前年又は前々年の1店舗当たりの1日当たりの飲食業売上高が7万5千円（税抜き）超の場合（※） >

※ 「かがわ安心飲食店認証制度」の認証店が、営業時間を午後9時までとし、酒類の提供（利用者による酒類の店内持込みを含む。）を午後8時までとする時短営業の内容を選択したときは、前年又は前々年の1店舗当たりの1日当たりの飲食業売上高が8万3,333円（税抜き）超の場合

（上記の①から⑧までに加え、）

⑨前年又は前々年の1月及び2月（直島町内の店舗については、「2月」）の飲食業売上高が確認できる売上帳等の写し及びその売上を申告した確定申告書の写し（時短要請期間方式を選択する場合は、1月21日から2月13日まで（綾川町、まんのう町内の店舗については、「1月25日から2月13日まで」、直島町内の店舗については、「2月2日から2月13日まで」）の飲食業売上高が確認できる売上帳等の写し及びその売上を申告した確定申告書の写し）

⑩上記期間中の休業日（定休日や不定休による店休日）が確認できるもの（上記の売上帳等の写しで確認できる場合には不要です。）

< 売上高減少額方式を選択する場合や大企業の場合 >
（上記の①から⑩までに加え、）

⑪本年の1月及び2月（直島町内の店舗については、「2月」）の飲食業売上高が確認できる売上帳等（時短要請期間方式を選択する場合は、1月21日から2月13日まで（綾川町、まんのう町内の店舗については、「1月25日から2月13日まで」、直島町内の店舗については、「2月2日から2月13日まで」）の飲食業売上高が確認できるもの）の写し

⑫上記期間中の休業日（定休日や不定休による店休日）が確認できるもの（上記の売上帳等の写しで確認できる場合には不要です。）

※ 上記のほか、売上高の計算に係る計算シートの作成等の例外、新規開店等の特例を用いる場合などには、それらの例外や特例を必要とする状況を確認するための書類の提出が必要となります。

問9 第9次の協力金の支払い額は、どのように計算するのですか。

【回答】第9次の協力金の支払い額は、これまでと同様に事業規模に応じたものとなりますが、「かがわ安心飲食店認証制度」の認証店と非認証店で一部内容が異なり、営業時間短縮等の内容に応じて算定します。

①「かがわ安心飲食店認証制度」の認証店

時短営業の内容について、次の④又は⑤のいずれかを選択

④ 営業時間を午前5時から午後9時までの時間帯内とし、酒類の提供（利用者による酒類の店内持込みを含む。）は午後8時までとすること
ただし、通常の営業時間が午前5時から午後9時までの時間帯内の場合は、協力金の支払い対象となりません。

中小企業及び個人事業主で売上高方式を選択した場合

前年又は前々年の1日当たりの飲食業売上高に応じて、1店舗につき、1日当たり
2万5千円から最大7万5千円までの1日当たりの協力金の額を算出

大企業の場合、中小企業及び個人事業主で売上高減少額方式を選択した場合

前年又は前々年からの1日当たりの飲食業売上高減少額に応じて、1店舗につき
1日当たり 最大20万円 又は
前年又は前々年の1日当たり飲食業売上高 × 0.3 のいずれか低い額を
1日当たりの上限額とする。 ※千円未満を切り上げ

- ⑥ 営業時間を午前5時から午後8時までの時間帯内とし、
酒類の提供（利用者による酒類の店内持込みを含む。）は行わないこと
ただし、通常の営業時間が午前5時から午後8時までの時間帯内の場合は、協力金
の支払い対象となりません。

中小企業及び個人事業主で売上高方式を選択した場合

前年又は前々年の1日当たりの飲食業売上高に応じて、1店舗につき、1日当たり
3万円から最大10万円までの1日当たりの協力金の額を算出

大企業の場合、中小企業及び個人事業主で売上高減少額方式を選択した場合

前年又は前々年からの1日当たりの飲食業売上高減少額に応じて、1店舗につき
1日当たり 最大20万円 ※千円未満を切り上げ

② 非認証店

- 営業時間を午前5時から午後8時までの時間帯内とし、
酒類の提供（利用者による酒類の店内持込みを含む。）は行わないこと
ただし、通常の営業時間が午前5時から午後8時までの時間帯内の場合は、協力金
の支払い対象となりません。

中小企業及び個人事業主で売上高方式を選択した場合

前年又は前々年の1日当たりの飲食業売上高に応じて、1店舗につき、1日当たり
3万円から最大10万円までの1日当たりの協力金の額を算出

大企業の場合、中小企業及び個人事業主で売上高減少額方式を選択した場合

前年又は前々年からの1日当たりの飲食業売上高減少額に応じて、1店舗につき
1日当たり 最大20万円 ※千円未満を切り上げ

< 1日当たりの協力金の額を算出する方法 >

- 通常の営業時間が午後9時を超えている「かがわ安心飲食店認証制度」の認証店が、
営業時間を午前5時から午後9時までの時間帯内とし、酒類の提供（利用者による
酒類の店内持込みを含む。）は午後8時までとする営業時間短縮等の内容を選択した
場合

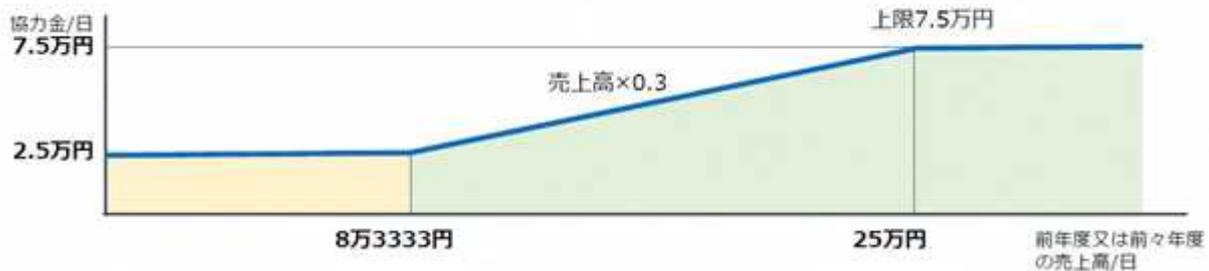
◆中小企業及び個人事業主

○売上高方式（売上高に基づいて協力金の額を算定する方式）

< 1日当たりの協力金の額 >

下限2万5千円 ～ 上限7万5千円

○ 売上高方式【中小企業の場合】



- ① 1日当たりの飲食業売上高が、8万3,333円（消費税を除く）以下の場合
 - ➡ 一律2万5千円/日 の支払い額
- ② 1日当たりの飲食業売上高が、8万3,333円（消費税を除く）を超え25万円（消費税を除く）までの場合
 - ➡ 1日当たりの飲食業売上高 × 0.3 の支払い額 ※千円未満を切り上げ
- ③ 1日当たりの飲食業売上高が、25万円（消費税を除く）を超える場合
 - ➡ 一律7万5千円/日 の支払い額

売上高を参照する期間は下記（ア～エ）から申請者が選択

	売上高を参照する期間		
	選択方式	年	月又は期間
ア	月単位方式	令和2年	<u>1月及び2月</u> （※1）
イ		令和3年	
ウ	時短要請期間方式	令和2年	<u>1月21日</u> （※2）から2月13日
エ		令和3年	

※1 直島町内の店舗については、「2月」

※2 綾川町、まんのう町内の店舗については、「1月25日」、直島町内の店舗については、「2月2日」

◆大企業（中小企業及び個人事業主も選択可）

○売上高減少額方式（売上高の減少額に基づいて協力金の額を算定する方式）

< 1日当たりの協力金の額 >

（売上高を参照する期間（A）の1日当たり飲食業の売上高

－ 要請期間（B）の1日当たり飲食業の売上高） × 0.4

※千円未満を切り上げ

ただし、20万円 又は
売上高を参照する期間（A）の1日当たり飲食業売上高 × 0.3 のいずれか
低い額が1日当たりの上限額 ※千円未満を切り上げ

「売上高を参照する期間（A）」と「要請期間（B）」の組み合わせは、
 次の①～④のいずれかとなります。

	選択方式	売上高を参照する期間（A）	要請期間（B）
①	月単位方式	令和3年 <u>1月及び2月</u> （※1）	令和4年
②		令和2年 <u>1月及び2月</u> （※1）	<u>1月及び2月</u> （※1）
③	時短要請期間方式	令和3年 <u>1月21日</u> （※2）から2月13日まで	令和4年
④		令和2年 <u>1月21日</u> （※2）から2月13日まで	<u>1月21日</u> （※2）から2月13日

※1 直島町内の店舗については、「2月」

※2 綾川町、まんのう町内の店舗については、「1月25日」、直島町内の店舗については、「2月2日」

● 通常の営業時間が午後8時を超えている非認証店、又は「かがわ安心飲食店認証制度」の認証店が、営業時間を午前5時から午後8時までの時間帯内とし、酒類の提供（利用者による酒類の店内持込みを含む。）を行わないこと（全期間休業を含む）とした場合

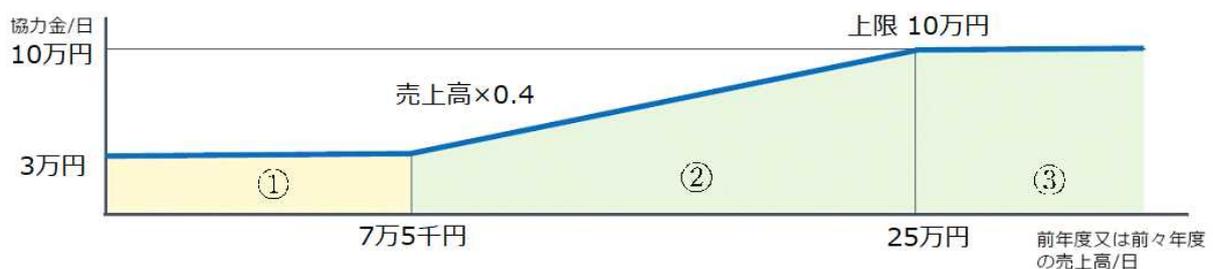
◆ 中小企業及び個人事業主

○ 売上高方式（売上高に基づいて協力金の額を算定する方式）

< 1日当たりの協力金の額 >

下限3万円 ～ 上限10万円

○ 売上高方式【中小企業の場合】



① 1日当たりの飲食業売上高が、7万5千円（消費税を除く）以下の場合

➔ 一律3万円/日 の支払い額

② 1日当たりの飲食業売上高が、7万5千円（消費税を除く）を超え

25万円（消費税を除く）までの場合

➔ 1日当たりの飲食業売上高 × 0.4 の支払い額 ※千円未満を切り上げ

③ 1日当たりの飲食業売上高が、25万円（消費税を除く）を超える場合

➡ 一律10万円/日 の支払い額

売上高を参照する期間は下記（ア～エ）から申請者が選択

売上高を参照する期間			
	選択方式	年	月又は期間
ア	月単位方式	令和2年	<u>1月及び2月</u> （※1）
イ		令和3年	
ウ	時短要請期間方式	令和2年	<u>1月21日</u> （※2）から2月13日
エ		令和3年	

※1 直島町内の店舗については、「2月」

※2 綾川町、まんのう町内の店舗については、「1月25日」、直島町内の店舗については、「2月2日」

◆大企業（中小企業及び個人事業主も選択可）

○売上高減少額方式（売上高の減少額に基づいて協力金の額を算定する方式）

< 1日当たりの協力金の額 >

$$\frac{\text{（売上高を参照する期間（A）の1日当たり飲食業の売上高} \\ - \text{要請期間（B）の1日当たり飲食業の売上高）}}{\text{要請期間（B）の1日当たり飲食業の売上高}} \times 0.4$$

※千円未満を切り上げ

ただし、1日当たりの上限額 20万円

「売上高を参照する期間（A）」と「要請期間（B）」の組み合わせは、次の①～④のいずれかとなります。

	選択方式	売上高を参照する期間（A）	要請期間（B）
①	月単位方式	令和3年 <u>1月及び2月</u> （※1）	令和4年 <u>1月及び2月</u> （※1）
②		令和2年 <u>1月及び2月</u> （※1）	
③	時短要請期間方式	令和3年 <u>1月21日</u> （※2）から2月13日まで	令和4年 <u>1月21日</u> （※2）から2月13日
④		令和2年 <u>1月21日</u> （※2）から2月13日まで	

※1 直島町内の店舗については、「2月」

※2 綾川町、まんのう町内の店舗については、「1月25日」、直島町内の店舗については、「2月2日」

◇ 要請の対象となる複数の飲食店を営業している場合には、要請に応じた複数の店舗について合計した額が事業者全体の支払い額となります。

◇ 早期支払い分の協力金の支払いを受けた場合は、事業者全体の支払い額から、早期支払い分の額を差し引いた額をお支払いします。事業者全体の支払い額が、早期支払い分の協力金額（1店舗あたり30万円）を下回ったことが判明した場合や、協力金の支払い対象に合致しなくなった場合は、早期支払い分を返還していただきます。

問10 第9次の協力金の額を計算する際に参照する「1日当たりの売上高」は、どのように計算するのですか。

【回答】「1日当たりの飲食業売上高」を店舗ごとに計算する方法は、申請者が次の計算方法のうちから選択します。

①月単位方式

- ・前年（令和3年）又は前々年（令和2年）の1月と2月（※1）の飲食業売上高により算出

（計算式）

$$\text{1日当たりの飲食業売上高} = \frac{\text{1月と2月(※1)の飲食業売上高}}{\text{営業日数(※2)}}$$

※1 直島町内の店舗については、「2月」

※2 1月と2月（※1）の日数（令和3年は59日間、令和2年は60日間（※3））のうち、休業日（定休日や不定休による店休日）を除いた日数

※3 直島町内の店舗については、「令和3年は28日間、令和2年は29日間」

②時短要請期間方式

- ・前年（令和3年）又は前々年（令和2年）の要請期間と同日付けの期間（1月21日(※4)から2月13日までの24日間(※5)）における飲食業売上高により算出

（計算式）

$$\text{1日当たりの飲食業売上高} = \frac{\text{1月21日(※4)から2月13日までの飲食業売上高}}{\text{営業日数(※6)}}$$

※4 綾川町、まんのう町内の店舗については、「1月25日」、直島町内の店舗については、「2月2日」。

※5 綾川町、まんのう町内の店舗については、「20日間」、直島町内の店舗については、「12日間」

※6 1月21日(※4)から2月13日までの24日間(※5)のうち休業日（定休日や不定休による店休日）を除いた日数

問11 開店後1年未満であり、協力金算出の根拠となる前年又は前々年の売上実績がない場合でも協力金は支払われますか。その場合、どのように計算すればよいですか。

【回答】要請期間の開始日（1月21日(※1)）より前に1日以上営業期間があった店舗は協力金の支払い対象となります。新規開店の場合の特例として、開店1年未満で、参照する前年又は前々年の売上実績が無い場合は、次の方法で1日当たりの売上高を計算します。

（計算式）

$$\text{1日当たりの飲食業売上高} = \frac{\text{開店の日から、要請期間の開始日の前日（1月20日(※2)）までの期間の飲食業売上高の合計}}{\text{同期間の営業日数(※3)}}$$

- ※1 綾川町、まんのう町内の店舗については、「1月25日」、直島町内の店舗については、「2月2日」
- ※2 綾川町、まんのう町内の店舗については、「1月24日」、直島町内の店舗については、「2月1日」
- ※3 開店の日から1月20日（※2）までの日数のうち、休業日（定休日や不定休による店休日）を除いた日数

問12 確定申告書に添付した収支内訳書が無い場合でも協力金の申請はできますか。

【回答】確定申告書に添付した収支内訳書が無い場合は、収支内訳書に代えて、確定申告書と同期間の収入等の状況が分かる資料（確定申告書の収入金額等の事業収入（営業等）欄に記載の金額の状況が分かる資料等）をご提出ください。

問13 営業時間短縮等に協力した事実が確認できれば、書類の不備があっても協力金は支払われますか。

【回答】書類の不備等がある場合は、協力金事務局から個別に連絡させていただき、必要書類を確認させていただいたうえで、協力金をお支払いさせていただきます。

問14 第9次の営業時間短縮要請の対象となっている飲食店であり、第9次の協力金の申請を行う予定ですが、協力金の支払いを受けた場合であっても、国（中小企業庁）の「事業復活支援金」の受給対象となりますか。

【回答】国（中小企業庁）のホームページ（事業復活支援金）で確認したところ、「地方創生臨時交付金の協力要請推進枠を用いた営業時間短縮の要請等に伴う協力金（以下、協力金）については、当該要請に応じた月を対象月として事業復活支援金の申請をする場合、要請に応じた月の分の協力金の金額を、その月の事業収入に算入していただき、その上で、給付要件を満たす場合は、協力金の給付対象となる事業者であっても給付対象となる。」旨の説明（よくある質問での回答）があります。

第9次の協力金も、地方創生臨時交付金の協力要請推進枠を用いた営業時間短縮の要請等に伴う協力金に該当します。

詳しくは、事業復活支援金のホームページ URL：<https://jigyuu-fukkatsu.go.jp/> をご確認ください。次の相談窓口にお問い合わせください。

◎事業復活支援金事務局 相談窓口 TEL 0120-789-140

IP電話等からのお問い合わせ先：03-6834-7593（通話料がかかります）

※ 相談窓口の受付時間 8時30分～19時00分（土日、祝日含む全日対応）

問15 「かがわ安心飲食店認証制度」の認証店は、営業時間短縮等の内容について、選択できることになっていましたが、日によって営業時間短縮等の内容を変えた場合、協力金の金額はどうなりますか。

【回答】通常の営業時間が午後9時を超えている認証店は、「営業時間を午後9時まで、酒類の提供（利用者による酒類の店内持込みを含む。）を午後8時までとする営業時間短縮等の内容」と、非認証店と同様に「営業時間を午後8時までとし、酒類提供なしとする営業時間短縮等の内容」のいずれかを選択することができましたが、期間中1日でも、「営業時間を午後9時まで、酒類の提供（利用者による酒類の店内持込みを含む。）を午後8時までとする営業時間短縮等の内容」を選択した場合、協力金は、売上高方式の場合、1日当たり2.5万円から7.5万円で全期間について計算することになります。

なお、通常の営業時間が午後9時までの認証店が協力金の支払い対象となるのは、期間を通じて、非認証店と同様に「営業時間を午後8時まで（酒類提供なし）」とした場合のみです。

※ 末尾の「時短営業の内容と協力金との関係」の図もご参照ください。

問16 「かがわ安心飲食店認証制度」の認証店の申請を行っており、要請期間中に認証店となり、その日以降の営業時間を午後9時まで、酒類の提供を午後8時までに変更した場合、協力金の金額はどうなりますか。

【回答】通常の営業時間が午後9時を超えている店舗であれば、要請期間中に認証店となり、その日以降は「営業時間を午後9時までとし、酒類の提供（利用者による酒類の店内持込みを含む。）を午後8時まで」に変更した場合、非認証店であった期間を含め、協力金は、売上高方式の場合、1日当たり2.5万円から7.5万円で、全期間について計算することになります。

通常の営業時間が午後9時までの店舗であるときは、要請期間中に認証店となり、その日以降、「営業時間を午後9時まで、酒類の提供（利用者による酒類の店内持込みを含む。）を午後8時まで」に変更した場合には、非認証店であった期間を含め、全期間、協力金の支払い対象となりません。

【 時短営業の内容と協力金との関係 】

かがわ 安心飲食 認証店 の区分	通常の 営業終了時間	時短要請後の営業時間				時短要請期間の途中で認証 店となった場合の留意事項
		～20時まで		21時まで (酒類の提供 は20時まで)	休業	
		酒類提供なし	酒類提供あり			
認証店	21時超	3万～10万円	2.5万～7.5万円	2.5万～7.5万円	3万～10万円	—
	20時を超えて 21時まで	3万～10万円	支払い対象外	支払い対象外	3万～10万円	—
	20時まで	支払い対象外	支払い対象外	支払い対象外	支払い対象外	—
非認証店	21時超	3万～10万円 ※1	支払い対象外	支払い対象外	3万～10万円	※1 認証店となった時点で、「21時ま での営業時間短縮」を選択した場 合は、全期間2.5万～7.5万円とな ります。
	20時を超えて 21時まで	3万～10万円 ※2	支払い対象外	支払い対象外	3万～10万円	※2 認証店となった時点で、「21時ま での営業（酒類の提供は20時ま で）」を選択した場合は、全期間 支払い対象となりません。
	20時まで	支払い対象外	支払い対象外	支払い対象外	支払い対象外	—

※ 要請期間中の定休日や要請前に店休日としていた日は、協力金の額を計算する際の「要請に応じた日数」に含みません。

【時短営業の内容と協力金との関係】

○認証店の場合

		営業時間短縮要請期間		協力金（売上高方式の場合）	
		1/21(※1)	2/13		
通常時 21時を超えて 営業	全期間	21時まで時短営業、酒類提供は20時まで		全期間	2.5万～7.5万円
	全期間	20時まで時短営業、酒類提供なし		全期間	3万～10万円
	全期間	休業		全期間	3万～10万円
	20時まで時短営業、酒類提供なし	休業		全期間	3万～10万円
	21時まで時短営業、酒類提供は20時まで	休業		全期間	2.5万～7.5万円
	20時まで時短営業、酒類提供なし	21時まで時短営業 酒類提供は20時まで		全期間	2.5万～7.5万円
	準備期間	21時まで時短営業、酒類提供は20時まで		準備期間を除き 2.5万～7.5万円	
	★1/21～23(※2)（準備期間：21時を超えて営業、酒類提供ありの通常営業）				

通常時

20時を超えて
21時まで
営業

全期間	21時まで通常営業、酒類提供は20時まで		全期間	支払い対象となりません
全期間	20時まで時短営業、酒類提供なし		全期間	3万～10万円
全期間	休業		全期間	3万～10万円
20時まで時短営業、酒類提供なし	21時まで通常営業、酒類提供なし		全期間	支払い対象となりません
20時まで時短営業、酒類提供なし	20時まで時短営業、酒類提供あり		全期間	支払い対象となりません
20時まで時短営業、酒類提供なし	休業		全期間	3万～10万円
21時まで通常営業、酒類提供は20時まで	休業		全期間	支払い対象となりません
準備期間	20時まで時短営業、酒類提供なし		準備期間を除き 3万～10万円	

★1/21～23(※2)（準備期間：20時を超えて営業、酒類提供ありの通常営業）

通常の営業時間が20時までの場合は、協力金の支払い対象となりません。

◆ 要請期間中の定休日や要請前に店休日としていた日は、協力金の額を計算する際の「要請に応じた日数」に含みません。

※1 綾川町・まんのう町内の店舗については、「1/25」、直島町内の店舗については、「2/2」と読み替えます。）

※2 綾川町・まんのう町内の店舗については、「1/25～27」、直島町内の店舗については、「2/2～2/4」と読み替えます。）

【時短営業の内容と協力金との関係】

○非認証店の場合

通常時
20時を超えて
営業



★1/21～23 (※2) (準備期間：20時を超えて営業、酒類提供ありの通常営業)

通常の営業時間が20時までの場合は、協力金の支払い対象となりません

◆ 要請期間中の定休日や要請前に店休日としていた日は、協力金の額を計算する際の「要請に応じた日数」に含みません。

※1 綾川町・まんのう町内の店舗については、「1/25」、直島町内の店舗については、「2/2」と読み替えます。）

※2 綾川町・まんのう町内の店舗については、「1/25～27」、直島町内の店舗については、「2/2～2/4」と読み替えます。）

【時短営業の内容と協力金との関係】

○要請期間中に**非認証店**から**認証店**になった場合

← 営業時間短縮要請期間 →

1/21(※1)

2/13

通常時

21時を超えて
営業

20時まで時短営業、酒類提供なし	認	20時まで時短営業、酒類提供なし	証	21時まで時短営業 酒類提供は20時まで
休業	認	20時まで時短営業、酒類提供なし	証	20時まで時短営業、酒類提供なし
20時まで時短営業、酒類提供なし	認	休業	証	休業
休業	認	21時まで時短営業 酒類提供は20時まで	証	21時まで時短営業 酒類提供は20時まで
休業	認	休業	証	休業
準備期間	認	20時まで時短営業、酒類提供なし	証	21時まで時短営業 酒類提供は20時まで

★1/21～23(※2) (準備期間：21時を超えて営業、酒類提供ありの通常営業)

協力金 (売上高方式の場合)

全期間 (認証前の期間を含む)
2.5万～7.5万円

全期間 3万～10万円

全期間 3万～10万円

全期間 (認証前の期間を含む)
2.5万～7.5万円

全期間 3万～10万円

準備期間を除き
全期間 (認証前の期間を含む)
2.5万～7.5万円

通常時

20時を超えて
21時まで
営業

20時まで時短営業、酒類提供なし	認	20時まで時短営業、酒類提供なし	証	20時まで時短営業、酒類提供なし
20時まで時短営業、酒類提供なし	認	21時まで通常営業 酒類提供は20時まで	証	21時まで通常営業 酒類提供は20時まで
休業	認	20時まで時短営業、酒類提供なし	証	20時まで時短営業、酒類提供なし
20時まで時短営業、酒類提供なし	認	休業	証	休業
休業	認	21時まで通常営業 酒類提供は20時まで	証	21時まで通常営業 酒類提供は20時まで
休業	認	休業	証	休業
準備期間	認	20時まで時短営業、酒類提供なし	証	21時まで通常営業 酒類提供は20時まで

★1/21～23(※2) (準備期間：20時を超えて営業、酒類提供ありの通常営業)

全期間 3万～10万円

全期間 **支払い対象となりません**

全期間 3万～10万円

全期間 3万～10万円

全期間 **支払い対象となりません**

全期間 3万～10万円

全期間 **支払い対象となりません**

◆ 要請期間中の定休日や要請前に店休日としていた日は、協力金の額を計算する際の「要請に応じた日数」に含みません。

※1 綾川町・まんのう町内の店舗については、「1/25」、直島町内の店舗については、「2/2」と読み替えます。)

※2 綾川町・まんのう町内の店舗については、「1/25～27」、直島町内の店舗については、「2/2～2/4」と読み替えます。)